

～老人保健で医療を受けている方へ～

老人医療費を

大切に使いましょう

少子高齢化が進む中、老人医療費は、年々増加しています。それらの医療費は、老人保健の対象となる方が、かかった医療費の1割または2割を負担し、残りの9割もしくは8割は、国や国民健康保険、社会保険などから負担しています。

みなさんが医療機関で、安

心して受診できるのは、多くの医療費を若い世代の人たちが保険税などで負担し、制度を支えているからです。増え続ける医療費の削減と健康を維持するため、日ごろから病気の予防や健康づくりを心がけましょう。病気が早期発見、早期治療が第一です。我慢して悪化

させるのは逆効果となります。医師の指示を守り、自己判断で複数の病院にかからないようにしましょう。信頼できる医師を「かかりつけ医」とし、普段から病気や健康について相談しましょう。定期的に健康診断を受けましょう。減塩し、栄養のバランスを考えた食事をしましょう。体は動かさないと老化してしまいます。ジョギングなどの適度な運動を行いましょう。

☎ 2161

ご利用ください 伊奈町国民健康保険 指定保養施設



国民健康保険では、国保加入者の方の健康増進のために、国内の約300か所余りの旅館、ホテルと契約をし、国保加入者の方（税滞納者を除く）が利用した場合に、1泊につき大人3,000円・小人2,000円の補助をしています。なお、国保に加入していない方が含まれる各種の団体でも、協定料金で利用することができます。

利用にあたっては、利用券を必要としますので、施設に予約後、利用日の10日前までに保険証と印鑑を持参のうえ、申請をしてください。

また、施設所在地・名称・協定料金等は**保険年金課国民健康保険係**にパンフレットをご請求ください。

【注意】

1. 旅行会社等の企画によるパック旅行は除きます。
2. 1年度内2泊まで
3. 詳細については、お問い合わせください。

☎ 保険年金課 ☎ 2162

年金相談

大宮社会保険事務所職員による出張年金相談を行います。また、平成17年度の保険料と、過去2年以内の未納保険料や過去10年以内の追納保険料などが納められる集合徴収も行います。

ご相談の際には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・納付書・社会保険事務所から送られたはがき等を持参してください。その他年金について疑問等がありましたらお気軽にご相談ください。

日時：10月28日（金）

10時～15時

場所：役場3階第3会議室

☎ 保険年金課 ☎ 2164

あなたの年金権を守る
生涯のパートナー

基礎年金番号は 大切に



基礎年金番号は、20歳になり国民年金に加入したときや、就職して厚生年金や共済組合に加入したときなど、公的年金に初めて加入したときに番号が決められ、年金手帳が交付されます。その後、加入する年金制度が変わっても、基礎年金番号は加入歴などを記録し、あなたの年金を守る生涯変わることならない大切な「1人1番号」となります。年金に関する問い合わせや届出、また年金請求の際には、必ず基礎年金番号を使いますので、年金手帳・基礎年金番号通知書は大切に保管してください。

☎ 保険年金課 ☎ 2164

社会福祉法人による

介護保険サービスの利用者負担が減免されます

10月より社会福祉法人が提供する介護保険サービスの一部で、利用者負担が軽減される場合があります。これは、社会福祉法人がその社会的な役割にかんがみ、利用者負担を減免することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものです。

対象となるサービス、対象となる方は次のとおりです。
減免制度を実施している社

会福祉法人が提供する介護老人福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護

対象となる方

市町村民税世帯非課税者であつて、次の5つの要件すべてを満たす方のうち、町が認められた方（生活保護受給者および旧措置入所者は除く）
年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えることに50万円を加算した

額以下であること。

預貯金の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えることに100万円を加算した額以下であること。
（預貯金等には、預貯金のほか、有価証券、債権等を含みます）
日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
介護保険料を滞納していないこと。

減免を受けるには、申請が必要となりますので、詳しくは**高齢障害課**②124にお問い合わせください。

介護保険負担限度額認定証を送付しました

9月9日までに介護保険負担限度額認定申請をしていただいた方には、認定証を送付しましたのでご確認ください。

負担限度額とは…？

10月から介護保険施設（ショートステイを含む）における居住費や食費の具

（事業者）との契約によるこ

とが原則となりますが、所得の低い方には負担限度額を設け、自己負担額を軽減することができま。対象となる方は住民税非課税世帯に属する方などです。軽減を受けるには申請が必要となります。該当者で申請をしていない方は、**高齢障害課**まで申請書を提出してください。詳しくは、

高齢障害課、ケアマネージャー等にお尋ねください。

なお、これにもない標準負担額は廃止となりました。現在の被保険者証の裏面注意事項七に記載されている標準負担額に関する部分は削除して読み替えてください。平成18年10月1日より新しい被保険者証に一斉に切り替える予定です。

②124 **高齢障害課**

介護保険料の納入について

今年度の介護保険料を普通徴収（納入通知書により保険料を納める方法）と特別徴収（年金から保険料を天引きする方法）の両方で納める方は、10月の年金から天引きが開始されます。年金天引のための手続きは必要ありません。

7月から9月までの保険料に納め忘れがないか、もう一度確認をお願いします。

②124 **高齢障害課**

ご利用ください

ひとり親家庭児童就学支度金支給制度

埼玉県では、低所得のひとり親家庭の児童が中学校へ入学するとき、就学支度金を差し上げています。次に該当する方は、12月28日（水）までに**健康生活課**へ申請してください。

なお、**申請期限を過ぎますと、支給されませんのでご注意ください。**

対象 母子家庭の母、父子家庭の父、または父母のいない児童を養育している

方で、平成18年4月に中学校へ就学する児童を扶養している 市町村民税非課税世帯の方（ただし、生活保

護受給世帯を除く）

市町村民税非課税世帯とは 申請者および申請者と同じにしている扶養義務者のそれぞれ16年分の市町村民税が課税されていない世帯のこと。

支給額 10,000円

申請方法 申請書は健康生活課においてあります。必要事項を記入し健康生活課へ。なお、申請の際に振込金融機関が証明できるもの（通帳など）をお持ちください。

申請期限 12月28日（水）まで

町健康生活課②214または、県子育て支援課母子福祉担当④048

③337